

新型コロナウイルス感染症に関する国民健康保険税の減免制度について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合など一定の基準を満たす世帯は、御坊市国民健康保険税が減免となります。

減免を受けるためには、申請が必要です。

詳しくは、国保年金課 国民健康保険係(☎0738-23-5530)に電話でお問い合わせください。

対 象 者	減 免 割 合
新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯	対 象 保 険 税 全 額 を 免 除
新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、①から③までの全てに該当する世帯 ①事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、 前年の収入と比べて30%以上減少する見込み ② 前年の所得の合計額が1,000万円以下 ③収入減少が見込まれる種類の 所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下	対 象 保 険 税 の 一 部 を 減 額 ※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、対象保険税全額を免除

対象となる保険税

～普通徴収の場合～

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているもの

～特別徴収の場合～

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に特別徴収対象年金給付の支払日が設定されているもの

新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金について

御坊市国民健康保険に加入している方のうち、被用者の方（雇い主から給与の支払いを受けている方）で、新型コロナウイルス感染症に感染または感染疑いのため勤務することができず、その期間の給与の全部または一部が支払われない場合、「傷病手当金」を支給します

「傷病手当金」を受けるためには申請が必要です。

申請を希望する場合は、事前に国保年金課 国民健康保険係(☎0738-23-5530)に電話でお問い合わせください。

対象者 次の①～⑤の条件をすべて満たす方

- ①御坊市国民健康保険に加入している方
- ②勤務先から給与の支払いを受けている方
※個人事業主の方は対象となりません。
- ③新型コロナウイルス感染症（感染疑いを含む）の療養ため仕事ができないこと
- ④4日以上休んでいること
※療養のために連続して3日間仕事を休んだ後（待機期間）、4日目以降の仕事を休んだ日が支給対象日となります。
- ⑤休んだ期間について給与等が支払われないこと
※給与等が支払われている場合でも、その金額が傷病手当金より少ないときは、その差額が支給されます。